

<参考>

対内外投資に関する勅令 664/1999（1999年4月23日付）仮訳

(注1)前章およびスペインの対外投資の章は除く。

(注2)適当な訳語がない場合は、オリジナルのままになっており日本語訳はついていない。また、必要と判断した箇所は、日本語訳のあとにスペイン語オリジナルを明記。

(注3)本勅令において対内外投資管轄当局は経済省（対外取引局）となっているが、現在は産業・商業・観光省（貿易投資局）。また、外務省、経済大蔵省となっているものは、それぞれ現在は、外務・EU・国際協力省、財務省。

(注4)本勅令の規定に生じた変更事項については、本文参照のこと。

次の法令は無効となる：勅令 671/1992号（1992年7月2日付）

勅令 672/1992号（1992年7月2日付）

第1条 対象

1. 対西外国投資も対外スペイン投資も自由化された。
(EU域外の国からの投資も同様)
2. ただし、下記の特定分野については例外：
 - (1)航空輸送 (2)ラジオ放送 (3)戦略的利害のある鉱物・鉱物性資源、鉱脈権
 - (4)テレビ放送 (5)ギャンブル (6)情報通信 (7)警備保障
 - (8)民間用途の武器・弾薬・爆薬等の製造・流通・販売 (9)国防関連業

第1章

【対西外国投資制度】

第2条 外国投資家

1. スペインで外国投資を行える者は次のとおり。
 - (1)個人のスペイン非居住者。つまり、スペイン人か外国人で、海外居住者か、海外に住所をおく者。
 - (2)海外に住所をおく法人。外国政府の公的機関。
2. スペイン国籍の個人と、スペインに住所を持つ法人は、スペインの居住者と見做される。

第3条 対象となる外国投資

1. スペイン企業への資本参加
 - 法人の設立、株式の全部か一部の購入と引受、資本参加、有価証券の購入、株式引受権、転換社債、企業の経営権に影響するようなその他類似品の購入
2. 支店開設・拡張
3. スペイン所在の公的機関あるいは企業が発行した公社債の購入
4. 証券取引委員会（CNMV）に登録された投資信託への投資
5. 次の不動産投資
 - (1) スペイン国内で、計300万5,060.52ユーロを超える不動産を購入した場合。
 - (2) タックス・ヘイブン地域・国からの投資の場合は、金額には関係ない不動産購入。
 - * タックス・ヘイブン地域・国は、勅令1080/1991号（1991年7月5日付）に規定されている。
6. 団体、基金、営利団体、協同組合、共同所有団体の設立、正常化あるいは資本参加
 - (1) 外資額が計300万5,060.52ユーロを超える場合
 - (2) タックス・ヘイブン地域・国からの投資（金額には関係ない）

第4条 届出

1. 対西外国投資は、その行政管理、統計管理、経済管理を目的として、経済省投資登録課に届出られなければならない。
2. 上記届出の義務は、次の規定に従う：
 - (1) 事前届出
 - 投資がタックス・ヘイブン地域・国からのものである場合、投資家は事前届出と事後届出を行う。ただし、以下の場合は事前届出は不要：
 - a. 通常の証券投資および証券取引委員会に登録された投資信託への投資
 - b. 外資比率の合計が資本金の50%以下の場合
 - (注) タックス・ヘイブン以外の地域・国からの投資に関しても、
 - 下記の場合は事前届出は不要：
 - a. 通常の証券投資、および証券取引委員会に登録された投資信託への投資
 - b. 外資比率の合計が資本金の50%以下の場合
- (2) 事後届出
 - a. 一般的な性格のもの
 - [1] 投資は、非居住者の投資家によって届出られる。

[2] 追加的に、投資にスペインの公証人（もしくは同等の公職のもの）が介入した場合は、当該公証人は、当該投資について、本勅令に定められた期間内に規定の内容を経済省投資登録課に報告しなければならない。

b. 特別な性格のもの

[1] 通常の証券（発行済みまたは公募されているもの、流通しているもの/していないもの）投資の場合、投資サービス会社、信用金庫およびその他金融機関（活動の一環として、対象となる投資を、公社債等の証券として受取勘定で保有または管理する場合、もしくは当該機関が、しかるべく規定に則り、当該証券の購入や譲渡に関して強制的に介入しなければならない場合）は、証券市場に関する法令 24/1988 号（1988年7月28日付）に則り、当該投資を届出なければならない。

[2] 流通していない証券投資に関しては、すでに当該証券の預け入れや登録が自動的に済まされている場合は、当該証券を保管または管理している機関が届出を行わなければならない。但し当該投資に、その他企業、証券会社、信用金庫が介入した場合は、介入した企業が届出を行う。

[3] 記名株の場合、届出を義務付けられているのは、投資の対象となったスペイン企業であり、当該投資が登録本に記載され譲受されたことがわかった時点で届出を行う。（関係法令：勅令 1564/1989 号（1989年12月22日付け）によって承認された株式会社法（改訂）第 56 条）

[4] 投資信託への投資の場合、届出は、当該投資の諸手続きを行った機関・企業が行う。

3. (1) 届出の方法と期間は、本勅令施行細則に則って行うものとする。
(2) 外国投資家は、上場企業に重要な参入を果たした場合と、当該上場企業による自社株の購入を、勅令 377/1991 号（1991年3月15日付）に則り、経済省対外取引局に通告しなければならない。しかしながら、本勅令施行細則に定められた方法で、規定期間内に、同通告は、証券取引委員会を通じて行うこともできる。
4. 外資が保有するスペイン企業と在スペイン支店は、一般的もしくは個別的に、経済省対外取引局に対し、本勅令施行細則に基づく期間内に、規定内容を記入の上、投資推移に関する年次報告書を提出することを要請される。

第3章 【共通細則】

第8条 フォローアップ

1. 本勅令が遵守されているか否かを監視するのは経済省対外取引局である。
2. 投資を行った者、非居住者によって投資が行われたスペイン企業、当該投資に介入した fedatario público、投資サービス会社、信用金庫、その他金融機関は、各々のケースに必要な情報を提出するよう、経済省対外取引局から要請される。

第9条 外国投資委員会

1. 外国投資委員会は、経済省対外取引局に属し、対外内投資に関する審査報告の機能を果たす各省間機関である。
2. 委員会の権限
 - (1) 対内外投資について、対象である投資の管轄権限を持つ機関が、当該投資の審査を委ねた場合、当該案件についての審査報告を行う。
 - (2) 本勅令第10条に規定された投資案件について審査報告を行う。
 - (3) 現行法により委譲されたすべての権限。
3. 委員会のメンバー
 - (1) 委員長：経済省対外取引局長（Director General de Comercio e Inversiones）
 - (2) 各省の代表者。副局長級（Subdirector General）の者。
 - (3) 委員会書記長：経済省外国投資部長（Subdirector General de Inversiones Exteriores）

第10条 投資自由化制度の停止

1. 内閣は、経済大臣と当該投資の管轄権限を有する担当局長の提議と、外国投資委員会が作成する事前報告書に基づき、当該投資が、その性格、形態または実施条件によって、一時的にせよ公権力の行使と関係する活動に影響を及ぼすか及ぼす可能性がある場合、また公共秩序・安全・厚生に影響を及ぼすか及ぼす可能性のある場合は、一般的にまたは個別的に、本勅令が規定する投資の自由化制度を停止することができる。
2. 自由化が一度停止された場合、当該外国投資家は、停止が告示された時点から、実施する意図のある投資オペレーションに関し、政府の事前許可を申請すべきである。

この事前許可申請は経済省対外取引局に対して行う。許可に関する決議は、経済大臣と当該投資の管轄権限を有する担当局長の提議と外国投資委員会が作成する事前報告書に基づいて、内閣が下す。

事前許可申請がなされ政府担当機関に登録されてから6ヶ月が経過しても、何ら文書での決議がなされなかった場合は、行政管理法および行政共通手続きに関する法令30/1992号（1992年11月26日付）第43条2項の規定通りとなる。

3. 前項の規定を経て、許可された投資は、同許可に指定された期間内、指定のない場合は6ヶ月以内に実施されるべきである。同期間を経過しても投資が実施されなかった場合は、延期許可を得た場合を除き、同許可は失効したものとみなされる。

第11条 国防と直接関連する活動に関する対スペイン一般外国投資制度の停止

1. 本勅令に規定された投資自由化制度は、国防と直接関連する活動に行われる対スペイン外国投資に関しては停止される。当該活動とは、武器、弾薬、爆弾、軍需品の製造・流通である。

これらの活動を展開している企業が株式市場上場企業である場合は、非居住者が当該スペイン企業の資本金5%を超える出資比率を有する場合、または、5%を超える比率には達せずとも、当該投資家が、直接もしくは間接的に当該企業の経営の中核に加わる場合にのみ、この事前許可を申請することを要請される。この上場企業への参入に関しては、上場企業への重要な参加と上場企業による自社株購入に関する通告を定めた勅令377/1991号（1991年3月15日付）も遵守すべきである。

2. 許可申請は、前条の2. と3. に則り行われるが、次の点が異なる。
 - (1) 許可申請は、国防省担当局に提出する。（注）経済省への申請は不要
 - (2) 決議は、国防省の提議と、外国投資委員会の事前報告書に基づき、内閣が下す。
3. 前項に従って許可された当該投資のなんらかの条件に変更が生じた場合は、新たに、事前許可申請を行わなければならない。但し、国防省担当局が、当該変更箇所がさして重要でないとはみなした場合は、直接許可を下ろすことができる。

第12条 会社住所の変更と転居

1. 法人の住所変更や個人の転居は、スペインの対外投資もしくは対内投資という位置付けに変更を及ぼす。住所変更や転居に起因する投資届出の手続きについては、本勅令の施行細則に規定するものとする。

附則第1条 外国投資委員会の機能に関する適用規定

1. 本勅令に規定された外国投資委員会の特別な性格を損ねることなく、当該委員会の機能は、行政管理法および行政共通手続きに関する法令 30/1992 号（1992 年 11 月 26 日付）第 2 章タイトル第 2 に定められた通りである。

附則第2条 義務の不履行

1. 本勅令に規定された義務の不履行は、為替管理に関する法令 40/1979 号（1979 年）違反の対象となる。

附則第3条 EU域外国の外交団用不動産購入に関する事前届出制度

1. スペインにおいて、EU域外国が外交代表団や領事館用の不動産を購入するための直接または間接投資を行う場合は、スペインとの間にこれを自由化する相互協定が結ばれている場合を除き、スペイン政府の事前許可を得なければならない。
2. 事前許可の申請は、本勅令第 10 条 2 項および 3 項に定められた通りであるが、次の点が異なる。
 - (1) 許可申請は、外務省担当局に提出する。（注）経済省への申請は不要
 - (2) 決議は、外務省の提議と、外国投資委員会の事前報告書に基づき、内閣が下す。
3. 前項に従って許可された当該投資のなんらかの条件に変更が生じた場合は、新たに、事前許可申請を行わなければならない。但し、外務省担当局が、当該変更箇所がさして重要でないとみなした場合は、直接許可を下ろすことができる。

暫定単一附則 対内外投資の確認および許可申請手続きに関する暫定制度

1. 本勅令の発効日以前に開始されていた対内外投資の確認および許可申請手続きについては、自動的に、本勅令の規定に従うものとする。従って、本勅令に規定された届出を行うことが必要となる。
2. しかしながら、これが国防と直接関連のある活動へのスペインにおける外国投資に関する案件か、もしくは本勅令附則第 3 条に規定された案件であり、許可申請中なるもまだ決議が下されていない場合は、引き続き、対スペイン外国投資の手続きと登録に関する訓令（1992 年 7 月 6 日付）指令第 6 条に規定された許可手続きに従い、且つ本勅令に定められた関連規定に従うものとする。
3. 本勅令の施行細則が公布されるまでは、常に本勅令の規定に反することなく、対スペイン外国投資の手続きと登録に関する訓令（1992 年 7 月 6 日付）指令第 6 条と、スペインの対外投資の手続きと登録に関する訓令（1992 年 7 月 7 日付）の

規定に従い、当該投資の届出および登録の手続きを行うものとする。これは、投資がスペイン人の fedatario público によって正式化された場合も同様である。

4. 前項の規定を損なうことなく、非居住者によって行われた記名株投資や投資家によって直接届出られなくてはならない投資オペレーションが行われた場合、届出は、投資が行われて（契約の締結や法的正式化等投資が具体化されて）から 30 日以内に、現行の届出用紙を提出して行う。
同届出用紙には、次のものを添付しなければならない。
* 投資を実施する者が非居住者であることの証明書
* 投資の主要な特徴を記した書類（投資の額面価額および実質価額を記入すること）
* 投資が行われるスペイン企業や在スペインの支店の税務番号身分証明書（identificación fiscal）のコピー
* 事前許可が必要な案件の場合は事前許可書。
5. タックス・ハイブン地域・国（勅令 1080/1991 -1991年7月5日付-参照）から/への事前届出が必要となる投資に関し、その届出は本勅令の規定にのみ従って、投資を実施する者が行い、届出用紙は MC-5、MC-6、MC-14 および MC-15 を使用するものとする。また、本勅令の第 3 条 f）（本翻訳では第 3 条 6）と第 6 条 1. f）に規定された案件については、文書を提出する。

無効単一附則 無効となる規定

1. 対スペイン外国投資に関する勅令 671/1992 号（1992年7月2日付）、スペインの対外投資に関する勅令 672/1992 号（1992年7月2日付）、および本勅令に反する同格または下級の規定はすべて無効となる。

最終附則第 1 条 勅令 1884/1996（1996年8月2日付）の変更

1. 経済大蔵省基本機構に関する勅令 1884/1996（1996年8月2日付）の次の規定は変更される。
 - (1) 第 19 条 1 項 j）は、次のとおりとなる。
「対内外投資に適用法令に定められた対内外投資、および勅令 1816/1991（1991年12月20日付）に定められた対外との経済取引・受け取り・支払い・送金の監視とフォロー」
 - (2) 第 19 条 2 項 i）は、次のとおりとなる。
「本条 1 項 j）」に定められた一連の機能を公使する外国投資部。特に、対内外投

資の手続きと管理は同部の管轄となる。」

最終附則第2条 勅令 1392/1993（1993年8月4日付）第3条の変更

1. 為替管理における行政違反を罰する手続きを定めた勅令 1392/1993（1993年8月4日付）第3条は、次のとおりとなる。

「当該違反を罰する手続きを開始する権限は、会計金融政策局(Dirección General del Tesoro y Política Financiera)（注）にあり、担当局の事前報告書をもって手続きを開始するものとする。」

（注）同局は経済大蔵省内にある。

最終附則第3条 施行細則の権限

経済省、国防省および外務省は、各省の管轄であるテーマにおいて、本勅令の施行細則の公布を担当するものとする。